

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊 予 市 長 （教育委員会 社会教育課）	
政策等の案の名称	伊予市社会体育施設設置条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	平成 22 年 3 月 31 日で学校統合により廃止となる「下灘中学校」の屋内運動場およびグラウンドの平成 22 年度 4 月 1 日からの跡地利用について、社会体育施設として利用する予定であることから、中山町内の施設に限定していた伊予市中山町体育施設設置条例を廃止し、新たに伊予市社会体育施設設置条例を制定するものである。	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	
2		
3		